

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから令和元年第2回小坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（目時重雄君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

今期定例会において、6月4日開催の議会運営委員会までに受理した陳情はお手元に配付の陳情の写しのとおりであります。

陳情第6号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情、陳情第7号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情、陳情第9号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての陳情、陳情第10号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書、陳情第11号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情は、総務福祉常任委員会に、陳情第8号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の陳情は、産業教育常任委員会にそれぞれ付託いたしましたので、報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（目時重雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、8番、成田直人君、9番、椿谷竹治君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（目時重雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、運営委員会委員長の報告を求めます。

委員長。

○議会運営委員長（鹿兒島 巖君） おはようございます。

本定例会の会期について、議会運営委員会として提案をさせていただきます。

6月4日に議会運営委員会を開催いたしました。

本定例会に係る案件は、専決処分の承認が7件、報告2件、条例の制定1件、条例の一部改正が3件、補正予算3件となっております。

したがって、議会運営委員会といたしましては、第1日目、6月11日、本日、火曜日を初日、本会議として、第2日目、6月12日水曜日は一般質問を行い、終了後に常任委員会を開催をする。第3日目、6月13日木曜日と第4日目、6月14日金曜日は事務整理等で休会といたします。第5日目と第6日目は土日のため休会、第7日目、6月17日月曜日は同じく事務整理のため休会とし、第8日目6月18日火曜日を最終本会議とさせていただきたいと思っております。

以上、会期を8日として提案をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、ただいまの運営委員会委員長の報告のとおり、本日から6月18日までの8日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本定例会の会期は8日間と決定いたしました。

◎町政報告及び教育行政に関する報告について

○議長（目時重雄君） 日程第3、町政報告及び教育行政に関する報告について、町長及び教育委員会教育長から発言を求められておりますので、この際、発言を許可いたします。

まず、町長からお受けいたします。

町長。

○町長（細越 満君） おはようございます。

本日は、第2回小坂町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄大変お忙しい中、ご参会を賜り、まことにありがとうございます。

本日提出いたします案件は、報告2件、議案として条例の一部改正の専決処分2件、平成30年度補正予算の専決処分5件、条例の制定及び廃止、一部改正の4件と、補正予算3件の計16件であります。いずれの議案につきましても慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、議案の審議に先立ちまして、3月定例会後の町政諸般についてご報告いたします。

初めに、七滝活性化拠点センターについてご報告申し上げます。

かねてよりの懸案でありました旧七滝小学校の利活用につきましては、七滝活性化拠点センターとしての改修工事が完成し、4月6日に開所式を挙行いたしました。町議会を初め、七滝地区の皆様並びに関係者の皆様から、開所式に多数ご参列いただき、盛大に行うことができましたことに感謝を申し上げます。

この施設の愛称につきましては、広く募集したところ、町内外の26人から93点の応募があり、選考の結果、小坂町雨池の木村スミさんから応募のあった「あ〜いな」に決定いたしました。

旧七滝小学校は昭和57年2月に改築され、平成25年3月に閉校となりましたが、七滝地区の皆様から、七滝小学校はシンボリック的存在であり、新たなコミュニティーづくりの拠点としての利活用を早急に検討してほしいとの意見書が提出されたことから、町では利活用について検討を進めてまいりました。平成27年2月には、町から利活用方針案を示し意見交換を行い、その後もたびたび七滝地区の皆様と協議を重ね、平成29年度に旧七滝小学校改修基本計画を策定し、昨年8月に改修工事に着手いたしました。

新しくなった七滝活性化拠点センターは、1階を大幅に改装し、地区住民向けの地域交流スペース、浴室・談話コーナー、七滝小学校時代の展示コーナー、そして企業向けの貸しス

ペースを配置したほか、2階は、ほぼ現状のままで企業・個人向けの貸事務所6室と、貸しスペースとしての調理実習室及び和室、フリースペースを配置しております。

この改修を契機として、七滝地区の皆様を初め町民の皆様にも末永く親しまれ利用しやすい施設となるよう、皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

1階の貸しスペースには、社会福祉法人花輪ふくし会が入居いたしました。2階の貸し事務所につきましては、現在、町内外からの入居事業者を募集しておりますが、県外のイベント等で働きかけを行っており、それに対して問い合わせ等が数件寄せられております。

こうした中、町が参画している一般社団法人秋田犬ツーリズムの仲立ちにより、オーストラリアに本部を置くSASUGA GROUPが七滝活性化拠点センターに日本語学校を試験的に開設する運びとなりました。この日本語学校は、AKITA INAKA SCHOOLと呼称し、本物の日本文化を体験するには田舎においてこそが最良であるとの判断で、当町での開設に至ったところであります。

このたびの日本語学校は、8月5日から9月1日までの試験開設であります。これを機に年間を通した開設につなげてまいりたいと考えております。

日本語学校は日本語の授業のほか、小坂高校生との交流、秋田犬との触れ合い、中小路の館での古民家体験や近隣地域へのガイドツアーなどのアクティビティを予定しており、地域との交流や体験を行う予定であるとのことであります。

当町の今までの国際交流は、JICA研修員との交流を軸に推進してまいりましたが、これを機会に新たな分野での国際交流の拡充につなげ、町の自然や歴史などの魅力を世界に発信していただきたいと考えております。

次に、観光客の入り込み状況についてご報告申し上げます。

ことしのゴールデンウィーク期間中の十和田湖主要宿泊施設の宿泊者数は、ことしは5,451人で、昨年の4,554人と比べて約19.6%の増となっております。うち外国人の宿泊者数は、ことしは336人で、昨年の236人と比べて約42.4%増となっております。

また、主要観光施設のゴールデンウィーク期間中の観光客数は、康楽館がことし2,160人で、昨年の1,886人と比べて15%増、小坂鉱山事務所がことし2,590人で、昨年の1,873人と比べて38%増、小坂鉄道レールパークがことし3,622人で、昨年の1,830人と比べて約98%増となっております。

ことしのゴールデンウィークの天候は好天が続き、桜の見ごろと重なったこともあり、一般及び家族連れのお客様が増加いたしました。

参考までに、平成30年1月から12月までの十和田湖主要宿泊施設の外国人宿泊者数は6,675人となっており、前年の6,656人と比べてほぼ横ばい、統計をとり始めた平成24年の355人と比べて19倍となっております。

また、康楽館の平成30年外国人入館者数は1,799人で、前年の2,909人と比べて約32%減となっております。減少の原因は、昨年大幅に伸びた台湾からの観光客数が昨年より減少したことによるものであります。台湾からの観光客は、平成30年十和田湖主要宿泊施設の宿泊客数3,939人で、外国人全体の約52.5%、平成30年康楽館の入館者数1,450人で、外国人全体の約80.6%を占めております。このことから、高いシェアを占める台湾からの観光客の落ち込みがそのまま実績に結びついているものと思われま。

今後も外国人旅行者の増加傾向は変わらないと思っておりますので、秋田県や近隣市町村と連携して、外国からの誘客活動を活発に続けてまいりたいと考えております。

次に、小坂鉄道レールパークのディーゼル機関車のふぐあいについてご報告申し上げます。

小坂鉄道レールパークでは、ディーゼル機関車による体験運転企画を実施しておりますが、所有する3台にふぐあいが発見されました。その内容は、制輪子、ブレーキパッドの摩耗による走行不能が2台、残る1台はエンジン冷却水の液漏れと逆転機の作動不良が発生しております。

制輪子の摩耗につきましては、1台分の部品在庫を所有していたため年度当初に交換を終了し、当面の作業や単機での運転体験を実施しております。もう1台につきましては、既に新年度予算で部品を発注しており、7月初旬に納品予定であります。部品の交換が終了次第、重連による体験運転の再開を予定しております。

残る1台につきましては、エンジン冷却水パイプの経年劣化による液漏れが発生し、車両年数が経過しているため部品の調達が困難な状況であります。あわせて、逆転機の動作不良については、前進・後進の切りかえが不能で、現在も故障箇所が特定できていない状況であります。このため、この車両の運転再開の予定が立たず、今年度のディーゼル機関車による三重連体験運転については予約受け付けを停止することとなり、小坂鉄道レールパークのホームページで周知しております。

これら内容については、4月8日に小坂まちづくり株式会社から町に報告を受けており、今後は、専門家の助言を受けながら、小坂まちづくり株式会社とともに修繕の可能性を探ってまいりたいと考えております。

次に、本日配付いたしました第36回小坂町アカシアまつりについてご報告申し上げます。

6月8日、9日の2日間にわたり、小坂町中央公園を主会場に第36回となるアカシアまつりが開催されました。

ことしの天候は、春先から気温の高い日が続いた影響で開花が早まり、アカシアまつりの時期には既に散ってしまうのではないかと心配されましたが、何とか持ちこたえてくれました。まつり当日には2日とも良好な天候に恵まれ、大変多くの来場者から会場周辺で楽しんでいただけたものと思っております。

ことしのアカシアまつりは、地元小・中学校、高等学校の児童・生徒による演奏や演舞のほか、秋田県警音楽隊のコンサートやカラオケ大会、津軽三味線、ヒーローショー、あかしあ太鼓、小坂音頭の会などの多彩なステージイベントがまつりを盛り上げました。会場では恒例のお楽しみ露店やこども縁日を初め、ご当地グルメである「かつらーめん」二人羽織早食い大会、明治百年通りでの観光トロッコや観光施設をめぐるスタンプラリーに加え、自衛隊、警察署、消防署など各関係機関によるPR出展などが実施されるなど、小さなお子様からお年寄りまで、多くの来場者に喜んでいただきました。特にお楽しみ露店では、お目当ての商品を求めるため行列ができたり、売り切れする店舗が発生するなど大盛況であったと感じております。

初夏のイベントとしてすっかり定着したアカシアまつりですが、今後も町の活性化のため、楽しい企画づくりと情報発信に努め、多くの来場者に楽しんでいただけるまつりにしていきたいと考えております。

次に、去る5月31日をもって平成30年度各会計の出納を閉鎖しましたので、決算見込みについてご報告申し上げます。

平成30年度は第5次小坂町総合計画の8年目で、後期基本計画の3年目に当たりました。6つの基本目標のもとに「“ひと”と“まち”が輝く 躍動する小坂」の実現に向けて、移住定住促進奨励事業、旧七滝小学校を利用した七滝活性化拠点センターへの改修、第2子以降の保育料無料化、高校生までの医療費無料化、ワイナリー製造設備の増設、十和田湖和井内エリア整備、住宅リフォーム支援事業、橋梁長寿命化、町道改良、流雪溝設置、下水道整備、さらに消防団資機材整備としてポンプ自動車の更新、災害対策として全国瞬時警報システムの更新など、積極的に施策を展開してまいりました。

財政運営では、一般会計において、町税は6億8,924万3,000円で、対前年度比5,428万9,000円、7.3%の減、普通交付税交付額は15億8,630万7,000円、対前年度比1億1,781万9,000円、6.9%の減、普通交付税の代替である臨時財政対策債発行額は1億1,485万6,000

円で、対前年度比873万3,000円、7.1%の減となり、この2つを合わせた実質的な普通交付税では、対前年度比で1億2,655万2,000円、6.9%の減となりました。

また、特別交付税は3億4,199万6,000円で、対前年度比972万1,000円、2.8%の減となりました。町税、交付税ともに減となりましたが、実質収支において9,000万円ほどの黒字決算の見込みとなりました。

さらに、決算見込みにおいて剰余金を確保することができましたので、機動的な施策推進の財源として、財政調整基金と減債基金をそれぞれ積み増したものの、取り崩しもありましたので、平成30年度末の両基金を合わせた残高は、昨年度末より4,647万9,000円少ない14億3,818万9,000円となりました。

この一年は、安定的な財政運営の堅持に努めながらも、「住んでいてよかった町、行ってみたい町、住んでみたい町」と思われるまちづくりに積極的に取り組んでまいりました。子育て支援のさらなる充実、移住定住促進奨励事業、上下水道や道路・橋などの生活基盤の新たな整備や改良といった、今後の町の発展に大きく寄与する取り組みができたと思っております。

議員各位におかれましては、予算執行のみならず、行財政全般にわたるご指導とご協力を賜りましたことに厚くお礼申し上げます。

それでは、各会計の決算見込みの概数をご報告いたします。

一般会計は、平成29年度繰越明許費として議決をいただきました5件を含む予算額44億5,203万9,000円に対し、歳入44億1,341万6,000円、歳出43億932万6,000円で、差し引き1億409万円の繰り越し予定ですが、このうち1,377万6,000円が令和元年度への繰越明許費の繰越財源となりますので、実質収支額は9,031万4,000円の黒字決算の見込みとなりました。

国民健康保険特別会計は、予算額6億1,577万2,000円に対し、歳入6億1,821万円、歳出5億9,647万4,000円で、差し引き2,173万6,000円の黒字決算の見込みとなりました。

後期高齢者医療特別会計は、予算額7,628万4,000円に対し、歳入7,475万1,000円、歳出7,472万4,000円で、差し引き2万7,000円の黒字決算の見込みとなりました。

介護保険特別会計であります。介護事業勘定は、予算額7億7,086万2,000円に対し、歳入7億6,823万2,000円、歳出7億5,967万3,000円で、差し引き855万9,000円の黒字決算の見込みとなりました。

介護サービス事業勘定は、予算額421万4,000円に対し、歳入歳出とも415万1,000円で、差引額ゼロです。

歯科診療所特別会計は、予算額5,839万1,000円に対し、歳入歳出とも5,710万4,000円で、差引額ゼロです。

中小企業従業員退職金等共済事業特別会計は、予算額215万9,000円に対し、歳入歳出とも215万7,000円で、差引額ゼロです。

菅原ヤエ奨学資金特別会計は、予算額218万6,000円に対し、歳入歳出とも218万5,000円で、差引額ゼロです。

文化基金特別会計は、予算額123万4,000円に対し、歳入歳出とも123万1,000円で、差引額ゼロです。

下水道事業特別会計は、平成29年度繰越明許費として議決をいただきました3件を含む予算額3億3,468万円に対し、歳入3億3,119万9,000円、歳出3億2,737万8,000円で、差し引き382万1,000円の繰り越し予定ですが、このうち381万4,000円が令和元年度への繰越明許費の繰越財源となりますので、7,000円の黒字決算の見込みとなりました。

小坂財産区特別会計は、予算額252万4,000円に対し、歳入252万7,000円、歳出118万6,000円で、差し引き134万1,000円の黒字決算の見込みとなりました。

水道事業会計は、収益的収支では、収入2億5,737万2,000円、支出2億5,040万5,000円で、差し引き696万7,000円となり、純利益は536万5,000円となりました。

資本的収支では、収入4,147万9,000円、支出1億6,932万3,000円で、差し引き1億2,784万4,000円の不足となりましたが、この不足額は現年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金で補填しております。

以上、まことに簡単ではありますが、平成30年度各会計の決算見込みについてご報告させていただきます。

詳細につきましては、監査委員の決算審査を受けた後、9月定例町議会に決算審査意見書とともに各資料を提出し、ご審議をいただきたいと存じますので、よろしく願い申し上げます。

以上で6月定例議会の町政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長の報告をお受けいたします。

○教育長（澤口康夫君） おはようございます。

それでは、教育行政についてご報告申し上げます。

小坂小学校、中学校の5月1日確定日における、令和元年度の児童・生徒数と学級数が確定いたしましたので、ご報告申し上げます。

児童・生徒数は、小坂小学校が前年度同日と比較して13人減の167人、小坂中学校は19人減の88人となり、小・中学校を合わせると255人となりました。

また、小坂小学校の学級数につきましては、普通学級が6学級、特別支援学級が2学級で、どちらも前年度と同数で、合わせて8学級となりました。

小坂中学校は、普通学級が前年度と比較して1学級減で3学級、特別支援学級が1学級ふえて2学級となり、合わせて5学級となっております。

次に、5月29日に実施されましたチャレンジデー2019についてご報告申し上げます。

小坂町は、ことしで9回目のチャレンジデー挑戦となりました。

朝方の雨の影響で、セパーム・アリーナでのオープニングセレモニーの開催となりましたが、小坂小・中学校の児童・生徒を初め、多くの町民の皆さんに足を運んでいただき、大いに盛り上がりました。

当日は、セパーム・アリーナを初め、向陽体育館やパークゴルフ場などの体育施設を終日無料開放し、体力テストやヨガ教室、ウォーキング教室を開催したほか、福祉課、町民課の協力を得て、体組成・骨密度の測定や保健師による健康相談も実施し、スポーツを通じた健康づくりに理解を深める一日となりました。

結果は、参加者が3,343人で、参加率65.4%となり、対戦相手の群馬県南牧村に見事勝利し、昨年に引き続き金メダルを獲得することができました。このことは、チャレンジデーの趣旨と目的がますます浸透してきたことを示すものであり、町民の健康とスポーツに寄せる関心の高さが反映されたものと考えております。お忙しい中、ご参加いただきました各種団体や企業の方々、町民の皆様には、この場をおかりして心から感謝申し上げます。

次に、鹿角小学校陸上競技大会における児童の活躍についてご報告申し上げます。

5月25日に行われました第46回鹿角小学校陸上競技大会におきまして、6年女子100mで阿部梨々愛さん、800mで澤田大芽さん、6年男子では今年度から新種目となった走り幅跳びとジャベリックボール投げの2種目の合計で競われるコンバインドBで松本翔汰さんがそれぞれ優勝しました。

また、5年生では女子100mで千葉史香さん、男子走り幅跳びで池田真和さんが優勝するなど多くの入賞者を出し、すばらしい活躍を見せてくれました。

今後とも、学校、家庭と連携しながら児童・生徒の運動能力、体力向上に取り組んでまいります。

以上、ご報告申し上げます。教育行政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これで、町政報告及び教育行政に関する報告を終了いたします。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第34号 小坂町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第34号 小坂町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成31年3月29日に公布され、原則として同年4月1日から施行することになったことに伴い、小坂町町税条例等を整理したものであります。

主な改正点は、寄附金税額控除、個人の町民税の住宅購入金等特別税額控除、軽自動車税の税率の特例等があります。

詳細につきましては、町民課長に説明させますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（安保明彦君） 議案第34号 小坂町町税条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例の一部改正につきましては、地方税法等や関係する政令、省令等が本年3月29日に公布され、原則として4月1日に施行されたことに伴い改正されたものです。

改正内容につきましては、条例の改正点とあわせ、法令等の改正内容とともにご説明いたします。

審議の参考の1ページをごらんください。

このたびの改正は2つの税目にかかわるものがございます。

1 点目としましては、住民税にかかわる改正でございます。これにつきましては、3つの控除制度について見直しがかかっております。

1つ目としましては、ふるさと納税制度の見直しになっております。制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で地方団体が創意工夫をすることにより、全国各地の地域活性化につなげるため、ふるさと納税制度を見直すものでございます。返礼品の返礼割合を3割以下とすることや、返礼品を地場産品とすることなど、寄附金の募集を適正に実施する地方団体を総務大臣が指定することになっております。

2つ目は、住宅ローン控除の拡充に伴う措置です。

予定されている消費税率10%が適用される本年10月以降に居住され、所得税の住宅ローン控除の控除期間の延長適用を受ける場合に所得税から控除し切れない額について、個人住民税から控除できるように見直すものでございます。

3つ目としましては、個人住民税の非課税措置にかかわるものがございます。

ページをめくっていただければと思います。

子供の貧困に対応するため、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親に対する税制上の対応が見直され、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずるものでございます。

現行の個人住民税の非課税措置では、障害者、未成年者、寡婦または寡夫について非課税措置がありますが、これにより非課税措置が拡充されることとなります。

2点目としましては、軽自動車の税率の特例がございます。

環境性能割の導入を契機に、軽自動車に係るグリーン化特例の適用対象を電気自動車等に限定するものでございます。消費税率引き上げに配慮し、現行制度を2年間延長した上で、令和3年4月1日以後に新車新規登録等を受けた自家用乗用車から適用するものでございます。

このほかに、法令等の変更による条項番号や字句の修正などもあわせて改正しております。

以上、町税条例等の一部改正についての説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第35号 小坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第35号 小坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布され、原則として同年4月1日から施行することになったことに伴い、小坂町国民健康保険税条例を整理したものであります。

主な改正点は、課税限度額の引き上げ及び低所得者に対する軽減措置が拡充となったことであります。

詳細につきましては、町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（安保明彦君） 議案第35号 小坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例の一部改正につきましては、地方税法等や関係する政令等が本年3月29日に公布され、原則として4月1日に施行されたことに伴い改正するものでございます。

審議の参考の45ページをお開きください。

このたびの改正は、課税限度額の引き上げが1つ、それから軽減措置の判定の基礎となる基礎額の見直しを行うという2点がございます。

1つ目の課税限度額の引き上げにつきましては、医療給付が増加する中、保険料負担の公平性確保、それから、中・低所得者層の保険料負担の軽減を図る観点から、基礎課税額のみ58万円から61万円に課税限度額を引き上げるというものでございます。

それから、2つ目としましては、軽減判定の基礎額の見直しでございます。こちらは、軽減世帯が生活水準が変わらなければ引き続き軽減が受けられるようにするために、経済的動向等を踏まえた改正をするものでございまして、5割、それから2割の軽減の基礎額の基本となる額をそれぞれ27.5万円から28万円、それから50万円から51万円に改正するものでございます。

以上、小坂町国民健康保険税条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第36号 平成30年度小坂町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第36号 平成30年度小坂町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

まず、専決処分をいたしました理由であります。年度末において、決算見込みにより歳入歳出予算に過不足の調整が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成31年3月29日付で措置したものであります。

本専決処分による補正予算は、既決予算額43億649万6,000円に歳入歳出それぞれ1億391万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を44億1,040万7,000円としたものであります。

補正予算の歳入であります。町税の収入見込み額、特別交付税及び譲与税並びに交付金の決定額を予算化したほか、国県支出金等の収入額の確定等によってそれぞれ科目を調整しております。

次に、歳出予算であります。決算見込み額での調整が主なものであります。

予定していた事務事業はおおむね順調に執行することができ、予算編成から執行まで議員の皆様からご指導いただきましたことに深く感謝を申し上げます。

この補正の歳入歳出予算の調整としては、今後の財政運営に備え、財政調整基金への積立金2億2,161万6,000円を措置いたしました。この結果、平成30年度末の財政調整基金の残高は10億1,628万5,000円となりました。

第2表の地方債補正において、事業費の確定等により発行額の限度額を調整し、その総額を2,620万円減の4億4,895万6,000円としております。

詳細につきましては、総務課長に説明させますので、慎重ご審議の上、ご協賛を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） それでは、私のほうから平成30年度一般会計補正予算（第6号）の詳細について説明をいたします。

本補正につきましては、町長が提案理由で述べましたとおり、決算見込みで調整した最終補正予算となります。

まず、歳入について説明いたします。10ページをお開き願います。

1款町税では、税額の確定見込みで予算調整を行いました。

1項町民税、1目個人では、現年課税分1,900万円を、4項1目町たばこ税では436万8,000円をそれぞれ増額いたしました。

2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税から、11ページの8款1項1目地方特例交付金までについては、平成30年度の交付決定額で予算化をいたしました。

9款1項1目地方交付税にあつては、特別交付税が既決予算額2億3,010万6,000円に対して、1億1,189万円増の3億4,199万6,000円で決定しました。平成29年度交付額が3億4,970万2,000円でしたので、770万6,000円、2.2%の減となっています。

地方財政対策においては2%減でありましたが、全国各自治体への交付額は5.2%増、秋田県町村平均では1.1%の増となっていることから、全国各地で発生した災害に対する配分増により小坂町が減となった要因と思われます。

10款交通安全対策特別交付金は、交通反則金を収入の原資として交通事故発生件数及び改良済み道路延長等をもとに交付額が算定され、9月と3月に交付されるものでありますが、その算定において9月期に交付すべき額が25万円に満たない市町村には、該当年度において交付金が交付されないことから、小坂町もこれに該当し交付されませんでした。

12款使用料及び手数料以下14ページの20款町債までは、それぞれの決定額あるいは収入見込み額等で整理しています。

このうち、14ページの19款諸収入、4項6目1節雑入においては、秋田県後期高齢者医療広域連合に派遣している職員1名分の人件費相当分が当連合から負担されることから、その分を予算化しています。

15ページをお開きください。

次に、歳出について各款項目の主な補正内容を説明いたします。

歳出は各科目で不用額が生じると見込まれるものについて整理しております。

また、補正額の財源内訳欄の数値は、歳入の調整に伴うそれぞれの充当財源の増減額です。

1 款議会費では、各科目においての不用見込み額の整理を行っております。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では、一般経費の不用見込み額の精算のほか、秋田県町村会に対する負担金を減額しています。

2 目文書広報費では、新ホームページのサーバー利用料等を減額しました。

4 目財産管理費では、町有財産管理に係る経費の不用見込み額を減額しています。

16 ページです。

5 目企画費では、各事業においての不用見込み額の精算のほか、補助金では実績に基づきそれぞれ減額しています。

6 目電子計算費は、機器の保守料及びリース料等の精算により減額しています。

7 目基金費では、ふるさと納税に係る返礼品及び送料を減額しているほか、収支予算調整の結果、2 億2,161 万6,000 円の剰余が発生しましたので、全額財政調整基金に積み立てることとしたものです。

この予算補正の結果、平成29年度末に10億2,427万3,000円であった財政調整基金残高は、平成30年度において2億9,800万円を取り崩し2億9,001万2,000円を積み立てたことから、平成30年度末残高は10億1,628万5,000円となります。

8 目バス運行費では、実績見込みにより修繕料を減額しています。

9 目町史編さん費では、それぞれの科目の実績に基づき不用額を整理しました。

6 項1 目監査委員費では、監査委員の費用弁償等を実績により減額しています。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計予算での保険給付費の見込みによる減で、繰出金を200万円減額しました。

2 目高齢者福祉費では、各種サービス事業に係る業務委託料を、3 目老人憩の家管理費では、修繕料の不用見込み額と指定管理料の精算により減額しています。

4 目医療給付費では、19 節後期高齢者医療共通経費及び医療費負担金791 万8,000 円と、20 節医療扶助費について、その実績見込みにより合わせて1,570 万円を減額しています。

5 目障害者福祉費では、20 節扶助費について、その実績による842 万円の減額が主なものです。

6 目福祉保健総合センター管理費は、修繕料の不用見込み額と指定管理料の精算により減額しました。

7 目介護保険費では、介護保険特別会計の保険事業勘定分について、保険給付費等の支払いの実績に応じて283 万5,000 円、サービス事業勘定についてはサービス事業費の実績見込

みにより126万3,000円をそれぞれ減額として繰出金を計上しています。

18ページに移ります。

8目交通安全・防犯対策費では、カーブミラーの修繕料や設置工事費等を実績により減額しています。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、児童手当及びすこやか育児手当、子供の貧困対策事業を精算により合わせて149万円減額しています。

2目児童運営費では、児童運営費委託料の実績見込みにより減額しています。

3目児童福祉施設費では、七滝保育所の臨時保育士に係る経費のほか各科目において不用額を整理しました。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目環境衛生費は、環境審議会や部会の開催実績による59万7,000円の減額などです。

4目予防費は、定期予防接種者の減による減額となっています。

5目母子保健指導費では、妊婦検診に係る経費をその実績により95万円、不妊治療等助成は実績に基づき25万円それぞれ減額しています。

6目健康増進事業費は、各種検診受診者の実績による28万円の減額などです。

7目資源循環推進費では、生ごみ処理機のモニター及び生ごみ処理機を新たに購入する方がいなかったため減額しています。

2項清掃費、2目塵芥処理費は、不燃物処分場の受け付け管理業務委託料の精算により減額です。

3項1目診療所費では、登録診療所運営費補助金の確定により118万3,000円、歯科診療所特別会計の運営費等の精算により繰出金201万6,000円、それぞれ減額しています。

5款労働費、1項1目労働諸費では、実績見込みにより資格取得支援事業補助金を25万円減額したほか、中小企業従業員退職金等共済事業特別会計の事務費の精算により繰出金6,000円を減額しました。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費では、農業委員の費用弁償を精算し減額しています。

20ページです。

3目農業振興費では、環境保全型農業直接支払交付金を実績に基づき120万円減額しています。

5目農業経営基盤強化促進対策費では、地域で学べ農業技術研修補助金として、2人を見

込んでいたところ実績として1人となったことから不用額分を減額しました。

6目農地費は、修繕料及び施設補修工事費の精算による減額です。

8目グリーンツーリズム推進費では、搾油施設の光熱水費及び体験農園ブドウ棚整備工事費の精算による減額が主なものです。

2項林業費、1目林業振興費では、松くい虫防除等に係る業務委託料を精算により減額しています。

7款1項商工費、2目商工振興費では、補助金においてそれぞれ実績に応じて、合わせて115万円を減額しました。

3目観光費では、各事業においての不用見込み額の精算のほか、十和田湖・明治百年通り誘客促進事業補助金は実績に基づき28万円を減額しています。

4目康楽館費では、12月補正予算において予算措置した康楽館館内音響設備更新について、納品を予定していたメーカーから年度内での納品ができないとの連絡があったことによる減額が主なものです。

5目小坂鉱山事務所費は、実績見込みによる修繕料の減額です。

6目国際交流推進費では、それぞれの科目の実績に基づき不用額を整理しました。

8目小坂鉄道レールパーク費は、実績見込みによる修繕料の減額です。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費では、住宅リフォーム及び融雪装置設置に対する補助金を実績にあわせて118万円を減額しています。

2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費は、町道除雪等業務委託料の不用見込み額1,010万円と私道整備費補助金の不用額19万9,000円が主な減額です。

4項都市計画費、1目都市計画総務費では、委員報酬を、22ページに移りまして、2目公園管理費では、修繕料をそれぞれ減額しています。

5項住宅費、1目住宅管理費では、実績により不用額をそれぞれ減額しています。

9款1項消防費、2目非常備消防費では、実績に基づきそれぞれ不用額を減額しました。

3目消防施設費では、修繕料を、4目水防費では、費用弁償の不用見込み額を減額しています。

5目災害対策費は、避難行動要支援者システム導入委託及びJアラートシステム更新工事の精算として、44万円及び194万円の減額が主なものです。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費及び2目事務局費では、実績により不用額をそれぞれ減額しています。

3目教育助成費では、非常勤講師及び学校生活サポート員の勤務日数等の実績による精算のほか、子ども子育て支援事業施設型給付費は該当児童がなかったことから全額減額しました。

2項小学校費、1目学校管理費は実績に基づく減額、2目教育振興費では通学費や援助費の不用額を減額しています。

3項中学校費、1目学校管理費では燃料費を、2目教育振興費では、スキー教室、各種大会派遣費及び通学費補助金や援助費の不用額を減額しています。

4項社会教育費、1目社会教育総務費では、教育活動サポーターの活動実績による報償金の精算のほか、子供教室に係る経費など不用額を減額しました。

24ページです。

3目芸術文化振興費、4目社会教育施設管理費、6目図書館費及び7目郷土館費でも、各経費の不用見込み額を整理しました。このうち、3目芸術文化振興費の業務委託料は除排雪に係る不用額となっています。

5項保健体育費でも、1目保健体育総務費、2目体育施設費、4目学校給食費について、各経費の不用見込み額を整理しています。このうち、2目体育施設費の工事請負費は向陽体育館防災機能強化工事に係る不用額となっています。

12款1項2目の長期債利子償還金606万3,000円の減としていますが、これは当初予算編成時に起債の借入利率を高目に設定していたことにより不用額が生じたものです。また、平成30年度の会計運用に当たり一時借入れの措置も行わなかったことから、これに係る利子として予算化していた65万8,000円を減額しました。

7ページをお開きください。

第2表、地方債補正です。

変更は9件でありまして、事業費の精算等に伴いそれぞれ調整し、総額から2,620万円減額し、地方債の限度総額を4億7,515万6,000円から4億4,895万6,000円に変更するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

10番。

○10番（小笠原憲昭君） 内容には特に私も質問はありませんけれども、これの専決処分をした日にちはいつなのかお知らせいただきたい。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） 3月29日付で専決を行っております。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） 以後、特別会計等の専決処分もあるわけですから、冒頭に専決処分した日を説明していただきたい。町長からその日付をきちんとお知らせいただきたい。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 提案理由の中で、平成31年3月29日付で予算の整理を行ったものですということで話しておりましたので。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） 今、この予算に関してはそういう説明があったわけですが、条例の一部改正等についての専決処分に当たっては、本来であれば議会を開いて議決を得た形でこれは決めていかなきゃいけないルールだと思うんです。ところが、この提案されてきた議案書によれば、議会を招集する時間がなかったため専決処分したと、こういう字句が入っていますけれども、町長の提案理由の中にはそういう文言が一言もない。私はそういう提案理由の説明の仕方はいかななものか、そういうことも含めて今申し上げたつもりです。

先ほどの、これは審議が終わってしまった中身になっていますけれども、2つの案件については町長の提案理由にはそういう文言が一言も触れていなかった。要するに、議会を開くいとまがない、時間がなかったから専決処分をさせてもらったということが、提案理由の中ではっきり明確にされてこなければいけないものだろうと私は思っていますが、その辺の所見はいかがですか。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（成田祥夫君） 確かに前の2件につきまして、いつ付で専決処分したという提案理由が含まれておりませんでしたので、今後改めてどういう理由で専決処分としたのか、日付を含めて説明したいと思います。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第7、議案第37号 平成30年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第37号 平成30年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本専決処分は、国民健康保険特別会計の決算見込みにより、平成31年3月29日付で予算の整理を行ったものであります。既決予算額から歳入歳出とも3,751万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億1,577万2,000円にするものであります。

本補正予算の主な内容は、歳出については、給付費が確定したことから、一般被保険者療養給付費3,827万3,000円、退職被保険者療養給付費330万円、一般被保険者高額療養費400万円をそれぞれ減額しております。また、財政調整基金積立金に1,000万円を追加しております。

歳入の主な補正につきましては、一般被保険者保険税477万5,000円、退職被保険者保険税109万8,000円をそれぞれ減額し、療養費等相当額が交付される普通交付金は当初交付予定額より療養費等が少額であったため4,000万円の減額、特別交付金は交付額確定より890

万5,000円の増額、一般会計繰入金は繰入額確定により200万円を減額して、予算の整理を行ったものであります。

以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

10番。

○10番（小笠原憲昭君） 今の町長の提案理由の説明の中で、3月29日付で整理を行ったものであります、こういう表現で専決処分をしたというような表現になったと思うんですが、私は言葉尻を捉えて申しわけないんですが、そういう意味で、整理をしたから専決したというふうな理解解釈にはならないだろうと思うんです。整理をしたから専決をしたと、整理をして専決処分をさせていただいたという表現にならないといけないのではないですか。整理をしたから専決したというイコールのものではないと思うんです。ですから、先ほど町長がそういうふうに説明したとおっしゃるけれども、言葉上の表現は適切でないだろうと私は思いますが、いかがですか。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（成田祥夫君） まず、いろいろな言葉回しでいろいろな捉え方あると思いますけれども、あくまでも予算整理を行った補正予算であるというふうなことで説明させていただいているつもりであります。そういった意味で、私どもとしてはそういった表現というふうなさせていただいております。

いずれ、年度末における予算整理ということですので、3月29日付、年度末の日付でさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） このこととてやかく余り長く言いたくないですけども、整理をしてきちんとされたら、そういうことによって専決処分をしたと私はぜひそういうふうな表現にしていきたい。私はそういうふうに、国語上、そういう解釈が適切でないかなという気がしましたので、言わせていただきました。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第38号 平成30年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第38号 平成30年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を説明を申し上げます。

本専決処分は、介護保険特別会計の年度末決算見込みにより、平成31年3月29日付で予算の整理による補正の専決処分を行ったものであります。

保険事業勘定は、既決予算額から歳入歳出とも1,743万円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億7,086万2,000円にしたものであります。

歳出補正の主な内容であります。保険給付費において、給付費等の実績に基づき、介護サービス給付費1,336万9,000円、支援サービス給付費60万円、高額医療合算介護サービス費300万円、地域支援事業費372万6,000円をそれぞれ減額しております。

また、基金の積み増しを図るため、4款基金積立金において383万4,000円を増額し、整

理したものであります。

歳入補正の主な内容であります。介護給付費交付金等の確定に伴い、国庫支出金を582万円を増額し、支払基金交付金449万円、県支出金203万3,000円、一般会計繰入金283万5,000円、基金繰入金1,500万円それぞれ減額し、予算整理したものであります。

また、サービス事業勘定におきましても、事業費実績見込みにより歳入歳出とも100万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を421万4,000円として予算整理を行ったものであります。

以上、まことに簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第9、議案第39号 平成30年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第39号 平成30年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

小坂町歯科診療所特別会計の年度末の決算見込みにより、平成31年3月29日付で予算整理による補正の専決処分を行ったものであります。

本補正予算は、既決予算額から歳入歳出とも201万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5,839万1,000円にしたものであります。

補正の内容であります。歳出において、管理費及び医療費を実績に合わせて減額を行い、それに伴い、歳入において一般会計繰入金を減額し調整したものであります。

以上、まことに簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第10、議案第40号 平成30年度小坂町中小企業従業員退職金等
共済事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といた
します。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第40号 平成30年度小坂町中小企業従業員退職金等共済事業特
別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し
上げます。

平成30年度当初予算において、小坂町中小企業従業員退職金等共済に加入している企業の
退職者2名を見込み予算計上しておりましたが、退職者が1名であったため実績で精算し、
年度末の平成31年3月29日付で予算整理による専決処分を行ったものであります。

本補正予算は、既決予算額から歳入歳出とも392万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総
額を215万9,000円にしたものであります。

以上、まことに簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げ
まして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（目時重雄君） 日程第11、報告第4号 平成30年度小坂町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

職員に計算書を朗読させますが、計算書の朗読は事業名と翌年度繰越額といたします。

〔職員報告書朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提出理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 報告第4号 平成30年度小坂町一般会計繰越明許費繰越計算書の内容をご説明申し上げます。

繰越明許を行った場合、地方自治法施行令第146条に基づき、実際に繰り越した額及びその財源内訳について、翌年度の5月31日までに繰越明許費繰越計算書を調製し、次の議会の本会議に報告を要することとなっております。

今回ご報告いたしますのは、平成30年度小坂町一般会計補正予算（第5号）で繰越明許措置をした4件の事業費とその財源内訳を調整した繰越計算書であります。

2款総務費、1項総務管理費の十和田湖地区テレビ共同受信施設改修補助事業2,433万8,000円は、事業主体である十和田湖地区テレビ共同受信施設組合が施工業者との調整に時間を要し、冬期間での工事着手となり年度内での完成が困難となったことから、その事業に対する補助金について全額繰り越したものであります。

7款1項商工費の十和田湖和井内地区整備事業2,531万6,000円は、十和田湖和井内地区整備に係る実施設計委託料で、秋田県が管理する国道103号の改良方針の決定に時間を要することから年度内の完成が困難となり、その委託料全額を繰り越したものであります。

同じく1項商工費の小坂鉄道レールパーク施設解体事業600万円は、小坂鉄道レールパークに隣接する硫酸タンク等の管理をしているDOWAホールディングスとの協議に日数を要したため、年度内の完成が困難となったことからその全額を繰り越したものであります。

10款教育費、2項小学校費の小坂小学校空調設備整備事業3,447万5,000円は、国の補正予算で措置された補助金を活用するもので、年度内での完了が見込めないことから全額繰り

越したものであります。

翌年度へ繰り越した事業費は、総額で9,012万9,000円となっております。

財源内訳の合計は、未収入特定財源として国県支出金645万3,000円と地方債6,990万円、一般財源として1,377万6,000円となっております。

以上、まことに簡単であります、報告といたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第4号 平成30年度小坂町一般会計繰越明許費繰越計算書については終結いたします。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（目時重雄君） 日程第12、報告第5号 平成30年度小坂町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

職員に計算書を朗読させますが、計算書の朗読は事業名と翌年度繰越額といたします。

〔職員報告書朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提出理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 報告第5号 平成30年度小坂町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の内容をご説明申し上げます。

今回ご報告いたしますのは、平成30年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）で繰越明許措置をした2件の事業費とその財源内訳を調整した繰越計算書であります。

1款1項下水道管理費の県北地区広域汚泥処理事業303万7,000円は、県営事業に係る負担金で、これに係る事業については県と同様の措置を講じたものであります。

2款1項下水道建設費の米代川流域下水道鹿角処理区建設事業77万7,000円も、県営事業に係る負担金で、県と同様の措置を講じております。

なお、翌年度へ繰り越した事業費は総額で381万4,000円となっており、その財源内訳は

全額一般財源で措置しております。

以上、まことに簡単であります、報告といたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第5号 平成30年度小坂町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書については終結いたします。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第13、議案第41号 小坂町森林環境整備基金条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第41号 小坂町森林環境整備基金条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

国は、パリ協定の枠組みにおける国内での温室効果ガス排出目標の達成や、災害防止に資する地方財源の安定的な確保を目的として、森林環境譲与税を創設するとしており、地方自治体への譲与は令和元年度から開始することになっております。本条例案はこれに対応するため制定するものであり、積み立てられる基金は、間伐や林業人材育成、普及啓発活動等に活用してまいります。

詳細につきましては、観光産業課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君） 議案第41号 小坂町森林環境整備基金条例の制定についてご説明をいたします。

初めに、審議の参考48ページをお開きください。

森林環境譲与税の概要について、初めにご説明いたします。

今年度より森林環境譲与税の交付が開始されます。この森林環境譲与税は、国から私有人工林面積、林業就業者数、人口により算出された額が市町村及び都道府県に交付される仕組みであります。

この目的とするところは、市町村が森林整備の促進、担い手の育成、確保、木材利用促進等を通して、図に示しております公益機能の発揮を目指すところであります。このため、市町村は下段に示す新たな森林管理システムに即して、森林整備の促進を図るため、森林所有者の意向調査、人材育成確保、公的管理などのシステムを円滑に機能させるための取り組みを、これを財源として森林環境譲与税の一部を充てることとしております。このため、このたびの基金条例の制定は、この森林環境譲与税の活用が適正かつ会計上明確に区分されるための基金を設けるものであります。

次に、議案書25ページをごらんください。

条例の内容についてご説明いたします。

第1条で条例設置の目的を定めております。

第2条で一般会計において積立額を定める旨を規定しております。

第3条で基金の使用目的と使用方法について定めております。

第4条で基金管理方法を、第5条で運用益の処理について定めております。

第6条で運用について、第7条で処分について定めております。

第8条で委任事項について定めております。

以上、簡単ではありますが、小坂町森林環境整備基金条例案の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

1番。

○1番（鹿兒島 巖君） 具体的にこれは譲与税が国から配分されるということですが、大体の今の町の状況における額というのは試算は、あるいは国からそういう何か試算的なものは連絡は来ているのかどうなのか。そのうちの基金に積み立てるとすればどのぐらいの割合を考えているのか、もしそういうことについて検討されておれば教えていただきたい。

○議長（目時重雄君） 課長。

○観光産業課長（細越浩美君） この後のご説明になるかと思いますが、基金のほうへは、町のほうへは290万円ほど交付されて、現在のところ全額基金に積み立てする予算を今回の補

正予算で出しております。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第41号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

◎議案第42号～第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第14、議案第42号 金属鉱業研修技術センター職員住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

日程第15、議案第43号 小坂町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定についてを、関連がありますので一括議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第42号 金属鉱業研修技術センター職員住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について、議案第43号 小坂町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定について、関連がございますので、一括して提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第42号の金属鉱業研修技術センター職員住宅の設置及び管理に関する条例廃止についてであります。

本条例案は、金属鉱業研修技術センター職員住宅1棟2戸の退去に伴い、廃止しようとするものであります。

次に、議案第43号の小坂町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本条例案は、北あけぼの住宅4戸及び南あけぼの住宅4戸を用途廃止し、並びに金属鉱業研修技術センター職員住宅2戸を用途変更し、町が管理する住宅戸数を改正しようとするものであります。

詳細につきましては、建設課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（伏見俊一君） それでは、詳細につきまして説明をいたします。

審議の参考49ページをお開きください。

初めに、金属鋳業研修技術センター職員住宅につきましては、昨年の12月定例議会におきまして、全部で5棟8戸のうち、空き部屋となっている4棟6戸を一般入居者向けに活用するため用途変更する議決をいただき、町単独住宅としてリフォームして入居者を募ったところ、6戸の募集に対し町内外から17名の方々に応募いただきました。4月5日に抽せんにて入居者を決定した結果、現在4棟6戸に12人、うち町外からは5名の方々から入居をいただいております。

金属鋳業研修技術センター職員住宅として残っていた単身者向け1棟の入居者が3月末で退去したことから、この際、使命を終えた金属鋳業研修技術センター職員住宅の条例を廃止し、残る1棟2戸を町単住宅に用途を変更させていただきたいというものであります。

用途変更する住宅につきましては、議決後にリフォーム工事を発注し、完成後の秋ころには入居募集をいたしまして、一般入居者希望者向けに活用したいと考えております。

次に、小坂町営住宅設置条例の一部改正につきましては、町が管理する住宅戸数に変更が生じたことから改正しようとするものであります。

内訳は、新旧対照表の別表で左側の旧町営住宅のうち、一番上から1段目と2段目にあります北あけぼの、南あけぼのの戸数を、老朽化が著しい北あけぼの住宅29号棟4戸、南あけぼの住宅7号棟4戸を、最後の入居者が退去したことにより、公営住宅等長寿命化計画に基づき、用途を廃止して戸数をそれぞれ116、96に減らしたいというものであります。当該住宅は来年度には解体したいと考えております。

また、前述いたしました金属鋳業研修技術センター職員住宅2戸を廃止し、町単住宅山手住宅に用途変更することで6から8にふやしております。全体戸数としては8戸減って2戸ふえたことで、合計が424から418に6戸減っております。

以上、簡単ではございますが、詳細の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより議案第42号の質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

続いて、議案第43号の質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第43号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

ちょうど時間となりましたので、昼食休憩に入らせていただきます。

再開は午後1時ということをお願いいたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（目時重雄君） 午前中に引き続き会議を再開します。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第16、議案第44号 小坂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第44号 小坂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、放課後児童健全育成事業に従事する支援員の資格要件に関する基準を改めようとするものであります。

小学校に就学している児童に対して放課後の適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図る放課後児童健全育成事業については、児童福祉法において事業実施に関する設備と運営の基準を市町村が条例で定めることとされております。

また、市町村が当該基準条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数について、国が厚生労働省令で定める基準に従うこととされております。

放課後児童支援員は、保育士、社会福祉士、学校教諭の資格を有する者など、国が基準省令で定める要件に該当する者であって、都道府県知事が行う認定資格研修を修了した者でなければならないとされておりましたが、今般、基準省令が改正され、地方自治法で規定される指定都市も認定資格研修を実施できることとされました。

本条例改正は、基準省令の規定上、指定都市の長が行う研修を修了した場合の効果は全国に及ぶものであることから、当該研修を修了した者が当町において実施される放課後健全育成事業に支援員として従事できるよう条文を改めるものであります。

以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上

げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第44号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第17、議案第45号 令和元年度小坂町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第45号 令和元年度小坂町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、予算の会計年度の名称を令和元年度としておりますが、これは国予算において改元日以降は当年度全体を通じて令和元年度と表示することとしたことから、当町においても国に倣い、今回の補正予算作成から名称を変更しております。

本補正予算は、既決予算額40億8,300万円に歳入歳出それぞれ3,159万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を41億1,459万8,000円にしようとするものであります。

歳出補正予算の主なものとして、2款総務費では、十和田出張所の解体及び仮設事務所設置に関する経費を、6款農林水産業費では、なたね・そば乾燥調製施設等整備事業として施設改修、設備設置及びフォークリフト購入に関する経費と、森林環境譲与税の交付による森林環境整備基金への積立金を、7款商工費では、十和田湖和井内地区に整備する道の駅展示物に関する設計委託費を、8款土木費では、十和田湖和井内地区にある旧和井内商店の解体工事費を、10款教育費では、秋田県外の小学生を対象に小坂町で実施する教育留学推進事業に関する経費を新たに措置いたしました。また、職員の人事異動等に伴う人件費等の調整も行っております。

歳入においては、森林環境譲与税及び各事業に係る国県支出金や諸収入を調整したほか、歳入歳出補正予算において不足する一般財源3,640万8,000円を繰越金で措置しております。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） それでは、一般会計補正予算（第1号）の詳細について説明いたします。

歳出から説明いたしますので、8ページをお開きください。あわせて、項目ごとに係る歳入についても説明をいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、人事異動等に伴う人件費の調整と職員資格取得に係る旅費及び負担金45万5,000円の追加により、1,110万4,000円の減額となりました。

この目において人件費が大幅な減となっている主な要因は、当初予算では新規採用職員1名分と再任用職員3名分の人件費をこの目に措置しておりましたが、今回の職員配置によりそれぞれの目に振り分けたことによります。人件費の調整につきましては、以下の款においても同様の調整をしております。

今回の一般会計の補正では、全体で人件費が総額21万3,000円の減となっております。

4目財産管理費では、十和田湖和井内地区の道の駅整備に伴い十和田出張所を移設することから、仮設の十和田出張所として使用するためのプレハブのリース料及びプレハブ内の電気、水道、電話回線等の引き込みに係る設備改修工事費、既設の十和田出張所の

解体工事費として475万2,000円を措置しました。

財源内訳のその他欄の60万円は、金属鋳業研修技術センター職員住宅を用途がえたことに伴う住宅使用料の増額分を充当しています。

6目電子計算費では、幼児教育の無償化対応システム改修として311万1,000円、来年10月開始を予定している住民票等のコンビニでの交付に関するシステム改修473万円、10月からの使用を予定している低所得者及び子育て世帯向けのプレミアム付商品券発行に係るシステム改修等138万8,000円を秋田県町村電算システム共同事業組合への負担金として措置しました。

財源内訳の国県支出金欄の449万8,000円は、幼児教育の無償化対応及びプレミアム付商品券発行に係るシステム改修等に係る国庫補助金です。

2項徴税費、1目税務総務費は、人事異動に伴う人件費の調整で91万4,000円の減となっています。

3項1目戸籍住民基本台帳費では、時間外勤務手当を増額しています。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、職員2名増員と、人事異動に伴う人件費の調整で801万2,000円の増となっています。

7目介護保険費です。

介護保険特別会計、保険事業勘定分では、生活圏域ニーズ調査の予算補正に伴い33万2,000円を追加しています。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は、人事異動に伴う人件費の調整と、10ページに移りまして、鹿角広域行政組合の人件費調整及びごみ処理施設修繕等による188万9,000円の追加により、合わせて1,164万6,000円を計上しました。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費は、人事異動に伴う人件費の調整で507万2,000円の減となっています。2目農業総務費でも、職員の異動に伴う人件費の調整により428万3,000円の増となっています。

8目グリーンツーリズム推進費です。ことし3月に購入した上向字谷地端地内にある旧食品加工施設を、なたね・そば乾燥調製施設として活用するため、15節に施設改修工事費1,890万円と設備設置工事費1,533万6,000円を、18節にはフォークリフト購入費267万9,000円を措置しています。

財源区分の国県支出金欄の1,845万7,000円は、今述べた事業に対して県の元気な中山間農業応援事業費補助金が対象となることから2分の1相当額を計上しています。

2 項林業費、1 目林業振興費では、今年度、新たに交付される森林環境譲与税相当額を森林環境整備基金に積み立てるため290万円を措置しました。

3 項水産業費、1 目水産業振興費は、青森県十和田市と共同で支援している十和田湖ひめますブランド推進協議会に対する今年度の補助金額が確定したことに伴い、不足額が発生したことから3,000円を追加しています。

7 款 1 項商工費、1 目商工総務費は、人事異動に伴う人件費の調整で102万4,000円増額しています。

3 目観光費では、8月に予定されている秋田県知事による台湾トップセールスに同行する特別職及び職員それぞれ1名分に係る経費として8節報償費、9節旅費、19節負担金にそれぞれ措置しています。また、十和田湖和井内地区に整備する道の駅の展示物に関する設計業務委託料586万円を措置しました。

9 目商品券発行費は、当初予算において商品券の発行業務を直営方式として計上していましたが、かづの商工会へ業務委託することとなったことから、4節、7節、11節、12節を減額し、13節業務委託料を増額しています。

12ページをお開きください。

また、19節補助金は業務委託にすることによりプレミアム分のみの補助となることから、3,252万5,000円の減としています。

財源内訳の国県支出金欄の9万5,000円はプレミアム付商品券発行事業に係る国庫補助金で、その他欄の3,282万円の減は当初予算に計上した商品券販売収入全額分です。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費は、人事異動等に伴う人件費を調整した35万2,000円の増です。

2 項道路橋りょう費では、公共事業積算システム借料23万8,000円の追加と、十和田湖和井内地区にある旧和井内商店の解体工事費182万6,000円を措置しました。

財源内訳の国県支出金欄の91万3,000円は、旧和井内商店の解体工事に係る2分の1相当の国庫補助金です。

9 款 1 項消防費、1 目常備消防費は鹿角広域行政組合の人件費調整等による195万7,000円の減となっています。

10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費は職員1名減による人件費調整で936万円を減額しています。

4 項社会教育費、1 目社会教育総務費では、秋田県外の小学生を対象に8月に小坂町内で

実施する教育留学推進事業と、秋田県が8月に大館市、小坂町で中国大連市の小・中学生を招いて実施する大連市との交流プログラムに関する経費として96万4,000円を計上しています。

財源内訳の国県支出金欄は、教育留学推進事業が県の委託事業となることから県支出金32万7,000円を措置し、その他欄は教育留学推進事業への参加者負担金20万円と、大連市との交流プログラムに参加する町内の児童・生徒の負担金2万円を措置しました。

4目社会教育施設管理費では、再任用職員1名増員による人件費と、14ページに移ります、旧七滝保育所の遊具点検及びプール解体処分料として22万5,000円を措置しています。

続きまして、歳入で措置した一般財源について説明いたします。

6ページをお開きください。

2款地方譲与税、3項1目森林環境譲与税においては、今年度交付される相当額として290万円を措置しました。

また、今回の補正予算において不足する一般財源については、18款繰越金において3,640万8,000円を計上して収支の調整を図っています。

なお、先ほどの町政報告にありましたように、平成30年度一般会計における実質収支額は9,031万4,000円であります。今回補正後の繰越金は既決予算額と合わせて8,640万8,000円となり、留保財源は390万6,000円となります。

以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君） 議案第45号につきましては、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第46号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第18、議案第46号 令和元年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（細越 満君） 議案第46号 令和元年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第1号）
について提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、保険事業勘定の既決予算額に歳入歳出とも266万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億9,844万9,000円にするものであります。

歳出補正の内容は、3款1項1目介護予防事業費において、この秋に計画しています暮らしと健康の調査の実施に係る業務委託料として266万2,000円を追加しようとするものであります。

本調査は、町に暮らす高齢者の健康状態や暮らしの様子を把握し、元気で長生きするためにどのような施策を展開すべきかを明らかにするとともに、これまで町が実施してきた介護予防事業の評価を行おうとするものであります。本調査から得られた分析結果は、今後の高齢者福祉や介護保険事業の政策を展開させる上で広く活用していくとともに、この町で健康で暮らしていくためのポイントを町民向けに周知していきたいと考えております。

なお、本調査は、町内に居住している要介護認定をお持ちでない全ての高齢者を対象に実施するもので、国の研究機関である国立長寿医療研究センターに調査票の配付並びに回収、結果分析等の業務を委託する形で実施したいと考えております。

歳入につきましては、歳出における補正予算に対する国、県、支払基金、町のそれぞれの負担分を追加するものであります。

以上、まことに簡単であります、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 議案第46号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第47号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第19、議案第47号 令和元年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第47号 令和元年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第1号）について提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、1款1項1目総務費において、平成31年4月から臨時職員を再任用職員で採用したことから、看護師等賃金を171万円5,000円減額し、人件費171万5,000円を追加するものであり、予算の補正額はなく、職員給与等の人件費の流用措置はできないことから、歳出予算の組み替えをするものであります。

以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 議案第47号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 1時27分